

調布市告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定に基づき屋根の構造制限区域を次のとおり指定する。

平成7年3月8日

調布市長 吉尾勝征

- 1 調布市の区域のうち、防火地域又は準防火地域の指定のある区域を除く区域

附則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成12年6月1日調布市告示第158号）

この告示は、平成12年6月1日から施行する。